

## 第3部 海洋に関する施策の取り組み状況

第3部では、第4期海洋基本計画において、本計画に掲げた施策の実現に向けた工程とその実施状況の点検結果を明らかにし、必要に応じて見直しを行うことにより工程管理を行うこととされていることを受けて、本計画第1部の「海洋に関する施策についての基本的な方針」に規定された項目に即し、「KPI」（当施策がどの程度推進されているかを多角的に評価するための代表的な指標）、「工程表」、「主な取組の現状」、「総合評価」（参与会議での実施状況に対する点検結果）について示します。

### 1 総合的な海洋の安全保障

#### （1）海洋の安全保障

「我が国の領海等における国益の確保」のために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、防衛力や海上法執行能力の強化など必要な施策を推進していく。「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値・原則の維持・擁護を各国と協力する形で実現し、繁栄と経済的存立の基盤となる海洋権益を長期的かつ安定的に確保するとともに、我が国にとって有利な国際戦略環境を創出するべく、必要な施策を推進していく。この際、同盟国・同志国等と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を強く推進していく。これらの取組については、ロシアによるウクライナ侵略によって生じた世界的な不確実性の高まり等も踏まえ、不断の見直しが必要である。

さらに、船舶間及び船陸間の情報通信改善による協調的な安全航行を念頭に自動運航船の実用化等、船舶のDX化の推進や、知床遊覧船事故のような海難等の未然防止を含めた「海上の安全・安心の確保」に係る施策についても、近年その重要性が増してきていることを踏まえて推進していく。加えて、我が国は海洋に由来する自然災害（地震・津波・台風・豪雨・高潮・火山噴火等）が発生しやすい自然条件下にあり、近年その脅威が増大している。こうした自然災害のリスクに備えるため、「海域で発生する自然災害の防災・減災」に係る施策についても推進していく。

#### 【KPI】

- a) 護衛艦等の就役隻数・総隻数（現状：護衛艦隻数 51 隻（令和6年度末）、目標：護衛艦 54 隻・哨戒艦 12 隻就役（おおむね 10 年後））
- b) 巡視船等の就役隻数・総隻数（現状：大型巡視船 78 隻、大型測量船 4 隻、航空機 95 機、無操縦者航空機 3 機（令和6年度末）、目標：大型巡視船 89 隻、大型測量船 4 隻、航空機 105 機、無操縦者航空機 5 隻就役（令和9年度））
- c) 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数（現状：0 件（令和6年度）、目標：0 件（毎年度））
- d) 要救助海難に対する救助率（現状：96%（令和6年）、目標：95%以上（毎年））
- e) 旅客船の船舶海難（人為的要因によるもの）による死者・行方不明者数（現状：計0名（令和6年）、目標：0名（毎年））

## 【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 我が国の領海等における 国益の確保	1) 「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づく防衛力整備					
	2) 「海上保安能力強化に関する方針」に基づく海上保安能力の強化					
	3) 漁業取締能力の強化					
	4) 安全保障分野における人材確保の強化					
イ 国際的な海洋秩序の 維持・発展	1) ビエンチャン・ビジョン2.0（日ASEAN防衛協力の指針）による協力 （国際規範の実行に向けた認識共有促進、能力構築支援、防衛装備・技術協力、共同訓練・演習、人材育成・学術交流等）					
	2) 拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）					
	3) 他国への海上法執行能力強化への協力					
ウ 海上の安全・安心の確保	1) 救助・救急体制の充実・強化					
	2) 防災体制の充実・強化					
	3) 海の安全情報等の充実強化					
エ 海域で発生する自然災害 の防災・減災	海岸事業の推進					
	1) 海岸堤防の整備及び耐震化等					
	2) 砂浜保全等の侵食対策の推進					
	3) 高潮浸水想定区域等の指定の推進					
	自然災害の監視に向けた観測網・解析技術・情報共有システムの強化					
	4) 海域・海底観測網等の充実・強化					
	5) スーパーコンピュータやAI技術等を活用した解析技術の高度化					
6) 通信・情報共有システムの高度化						

## 【主な取組の現状】

### ア 我が国の領海等における国益の確保

1) 「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」に基づき、「防衛力抜本的強化実現推進本部（R5.4）」において、多次元統合防衛力を抜本的に強化し、防衛力整備を着実に進めた。（防衛省）

1)、2) 海上自衛隊と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技術向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。特に、防衛大臣による海上保安庁の統制要領の策定後は、令和5年5月、同年6月及び令和6年10月に、当該統制要領に基づき、両機関における情報伝達、現場における対応などを演練・検証し、あらゆる事態に適切に対応できるよう連携強化を図った。（国土交通省、防衛省）

2) 「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船等の大幅な増強等のハード面の取組に加え、関係機関との連携強化や人的基盤の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安業務の遂行に必要な能力の一層の強化を進めている。令和6年12月には、「海上保安能力強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安能力の強化を引き続き進めていくことが確認された。（国土交通省）



令和6年海上保安能力強化に関する  
関係閣僚会議の様子  
（提供：海上保安庁）

・また令和6年度には大型巡視船4隻、航空機2機が就役し、215人を増員した。(国土交通省)



令和6年度に就役した大型巡視船「しきしま」  
(提供：海上保安庁)



令和6年度に就役した大型巡視船「いらづみ」  
(提供：海上保安庁)



令和6年度に就役した固定翼航空機「うみわし」  
(提供：海上保安庁)

3) 漁業取締本部体制の下で、漁業取締船の漁業取締能力の向上を進めた。海上保安庁との連携の下で、外国漁船等の違法操業への対応能力の向上に努めた。(農林水産省)

4) 海上保安庁では、採用試験における身長及び体重に係る制限を廃止するとともに、試験科目の変更や新コース設置を行ったほか、SNSを利用した情報発信についても取り組んでおり、優秀な人材を確保するため時代に合わせた募集活動を実施した。(国土交通省)



海上保安庁と水産庁の合同訓練  
(提供：海上保安庁)

・海上自衛隊のSNSにより、一般の方に馴染みの少ない航海中の様子や現場の隊員の声など艦艇における業務について情報発信することで、職業としての理解を深めてもらうよう努めた。なお、若年層への訴求力を高めるため、新キャラクターを起用した。また、大学生に対して海上自衛官による講義を行うことにより、海洋安全保障分野の認知向上を図った。(防衛省)



カイジョウジエイ鯛  
(提供：防衛省)

・人材確保の観点から、洋上で活動する艦艇・官公庁船の業務について、可能な限り深く知ってもらうため、SNS等を活用した積極的な広報や船舶の一般公開、大学等との連携・交流を推進した。(農林水産省、国土交通省、防衛省)

・海上自衛隊では、令和6年度遠洋練習航海において、練習艦「かしま」及び「しまかぜ」で、業務用通信の補完として整備される商用低軌道衛星通信網を活用して、隊員と家族との連絡に加え、インターネットの閲覧等を可能とする通信環境の試験を実施した。(防衛省)

・海上自衛隊では、停泊時の業務負担軽減を目的とした艦内設置のパソコン増設を推進した。(防衛省)

5) 警察用船舶・航空機の整備を図る。また、対処用資機材の整備等により、国境離島における事態対処能力を強化した。(警察庁)

## イ 国際的な海洋秩序の維持・発展

1) 「ピエンチャン・ビジョン 2.0」に基づき、我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な ASEAN 諸国に対して、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進した。(防衛省)

2) 拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) において、多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んだ。(防衛省)

3) 「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間では、ADMM プラスのほか西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) をはじめとして、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化した。(防衛省)

## ウ 海上の安全・安心の確保

1) 迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進した。(国土交通省)

- ・救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置するとともに、捜索救助に係る関係機関との調整機能の強化や自衛隊への災害派遣要請を的確に行えるよう、連携の強化を図った。(国土交通省)

- ・傷病者に対して救急救命処置を行うための専門の資格を有する救急救命士及び応急処置が実施できる救急員を全国各地に配置するとともに、医師等により構成される海上保安庁メディカルコントロール体制のもと、救急救命士及び救急員が行う救急救命処置等の能力向上を図った。(国土交通省)

- ・緊急通報用電話番号「118 番」による緊急通報の情報伝達・収集手段の強化を図るため、通報者から海上保安庁へ、現場の状況を映像でリアルタイムに伝えることができる新たな通報システムである「Live118」の運用を開始した。(国土交通省)

- ・海難救助能力体制の向上強化のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、近隣諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的実施した。(国土交通省)



新たな通報システムである「Live118」  
(提供：海上保安庁)

2) 南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域をはじめ沿岸地域の安全を確保するための対策・支援を行った。(農林水産省、国土交通省)



海岸保全施設の地震・津波対策  
(和歌山下津港海岸)  
(提供：国土交通省)

・令和6年8月の日向灘を震源とする地震では、発災後直ちに巡視船艇・航空機等を発動させ、被害状況の調査を実施したほか、航行警報等を発出し、付近航行船舶等への情報提供を実施した。また、本地震に伴い南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを受け、海上保安庁では、南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する管区を中心に、巡視船艇・航空機等の即応体制を継続的に確保した。加えて、海の安全情報やホームページによる情報発信、巡視船艇からの周知・呼びかけを実施したほか、港則法に基づく勧告を実施するなど、海事関係者をはじめ、一般市民に対しても広く情報提供を実施した。(国土交通省)

・令和6年9月の奥能登豪雨では、土砂災害等の被害が発生し、各地で行方不明者も発生したことから、巡視船艇・航空機等による被害状況の調査や行方不明者の捜索を実施した。(国土交通省)

3) 海の安全情報の緊急情報配信メールやホームページ等により台風や発達した低気圧等による荒天に備えた早期の事故防止に係る注意喚起の発出及び安全啓発情報の提供を実施した。(国土交通省)

・来島海峡航路西側海域の航行環境改善策として、安芸灘南第四号灯浮標を廃止するとともに、令和6年7月1日に来島海峡航路西口の入出航に係る経路を新たに指定した。(国土交通省)

来島海峡航路西側海域における経路指定  
(提供：海上保安庁)

・令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けてとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、海上運送法等の一部を改正し、令和6年度には、船員の資質向上に係る制度の導入、行政処分制度の見直し、安全性向上に向けた事業者の評価・認証制度（+ONEマーク制度）の創設等、その対策を着実に実施した。(国土交通省)

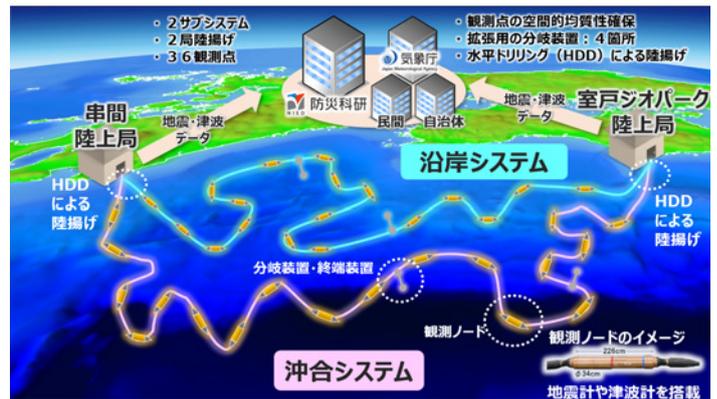
## 工 海域で発生する自然災害の防災・減災

1) 海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。(農林水産省、国土交通省)

2) 国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。(農林水産省、国土交通省)

3) 想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、都道府県の高潮浸水想定区域等の指定等に必要な調査等が推進されるよう支援を行った。(農林水産省、国土交通省)

4) 海域で発生する地震に対する緊急地震速報と津波警報・注意報の発表の迅速化に貢献するため、気象庁に対し S-net と DONET の観測データを引き続き提供するとともに、南海トラフ地震の想定震源域の西側（高知県沖～日向灘）における、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築を進め、沖合システムの運用を開始した。また、沿岸システムのケーブルの海底敷設を実施した。(文部科学省)



南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の概要図  
(提供：国立研究開発法人防災科学技術研究所)

・定常的に実施している海底地殻変動観測に加え、令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震において、海底の地殻変動を把握するため、測量船による臨時の海底地殻変動観測を実施した。観測結果は他機関の結果とともに『南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会』において審議され、『南海トラフ地震関連解説情報』として公表された。(国土交通省)

・台風接近時には、1日当たりの通航隻数が約400隻となる有数のふくそう海域である「東京湾」においては初となる、海上交通安全法に基づく湾外避難・入湾回避勧告を令和6年8月14日に発出するなど、船舶の安全対策を図った。(国土交通省)

5) 地震・地殻変動の観測について、光ファイバー自体をセンサーとして用いる DAS（分散型音響センシング技術）との長周期観測ノイズを大幅に減少させ、室戸岬の110km 沖合までの連続的で安定した観測を継続して行った。また、データ同化技術を導入した沿岸津波予測手法により、津波警報解除に関わる津波後続波の振幅予測精度を向上させた。(文部科学省)

6) 「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（R5.12）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有に努めた。(内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)

・電子基準点リアルタイム解析システム（REGARD）を運用し、一定規模以上の地震発生時には、発災後10分程度で関係機関へ地殻変動や地震規模等の計算結果を提供した。(国土交通省)

## (2) 海洋の安全保障の強化に貢献する施策

第3期計画に引き続き、安全保障が必ずしも唯一の、又は主たる目的となっていない施策であっても、海洋の安全保障に資する側面を有するものを、海洋の安全保障の強化に貢献する施策と位置づけて取り組んでいく。

- ア 経済安全保障に資する取組の推進
  - ①海洋資源開発の推進
  - ②海上輸送の確保
  - ③海洋産業の国際競争力の強化
  - ④海洋科学技術の振興
- イ 海洋状況把握（MDA）能力の強化
- ウ 国境離島の保全・管理

### 【KPI】

a) 海洋資源の開発（「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき技術開発を推進）

※令和6年3月22日改定（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会にて審議決定）

b) レアアース泥の生産技術の開発・実証（現状：水深2,470mからのレアアース泥の解泥・揚泥試験の実施（令和4年度）、目標：水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験の実施（令和7年度まで）

c) 海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API<sup>※1</sup>公開項目数、利用件数（現状：アクセス件数（平均値）：12,100件/日、API公開項目数：96件（令和6年度）、API利用件数（平均値）：8,100件/日（令和6年1月～12月）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで）

※1 アプリケーションプログラミングインターフェイス。プログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするための規約であり、特定の機能を利用することができる。

d) 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（現状：京浜港 週20万TEU、阪神港 週8万TEU（令和6年11月時点）、目標：京浜港 週27万TEU、阪神港 週10万TEU（令和10年度）

※令和元年度に令和5年度を目標年次とする目標値を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により達成が困難となったことなどから、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会（R5.2設置）」において検討が行われたところ。引き続き輸送力の堅持が必要とされ、令和10年度を目標年次とする目標値を設定した。

e) 訪日クルーズ旅客数・外国クルーズ船の寄港回数・外国クルーズ船の寄港する港湾数（現状：訪日クルーズ旅客数：143.8万人、外国クルーズ船の寄港回数：1923回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：97港（令和6年速報値）、目標：訪日クルーズ旅客数：250万人、外国クルーズ船の寄港回数：2000回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：100港（令和7年まで）

## 【海洋開発重点戦略の主な成果指標】

### （AUV 戦略の主な成果指標）

- ・令和7（2025）年度までに AUV の利用実証を6件程度実施し、それぞれの技術目標を設定（例：洋上風力発電施設に至る海底電力ケーブルの連続検査（〇〇km のケーブル連続検査））。
- ・令和9（2027）年度までに洋上風力発電の検査等の実ビジネスにおいて10件程度の AUV 事業モデルを構築。
- ・令和12（2030）年度までに洋上風力発電を始めとした海洋産業、海洋安全保障、海洋環境保全等の様々な場面で、AUV が利活用されることを基準とする。

### （海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進）

海洋情報の産業分野利活用に関する成果指標として、令和11（2029）年度までに、海洋における地理空間情報の利活用に関するユーザーコミュニティを構築するとともに、「海しるビジネスプラットフォーム」を開発し、有償情報掲載件数を20件とすることで、海洋情報の活用を通じた産業利用の促進につなげる。

衛星データ等を活用した AI 開発について、令和11（2029）年度までに、海外展開を見据え、表示データの低負荷化等を図ったシステムを開発する。

また、MDA に関する国際社会のニーズを調査した上で、令和11（2029）年度までに、同盟国・同志国等とのシステムを通じた連携の確立を図る。

### （特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進）

凡例） ●：内閣府海洋事務局、国土交通省・気象庁・国土地理院・環境省・防衛省の取組

○：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び SIP の取組

#### 〔社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保〕

●令和8（2026）年3月まで

内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査

○令和8（2026）年3月まで

SIP による社会実装形態案の取りまとめ

●令和9（2027）年3月まで

内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー

○令和10（2028）年3月まで

SIP によるレアアース生産の社会実装化プランの取りまとめ

#### 〔適用技術の実証：SIP によるレアアース生産に係る試験〕

○令和8（2026）年2月まで

採鉱・揚泥試験1（採鉱・揚泥に関する適用技術の実証）

○令和8（2026）年4月まで

一次処理試験1（精錬処理等に関する適用技術の実証）

○令和9（2027）年10月まで

採鉱・揚泥試験2（レアアース泥350t/日規模での採鉱・揚泥の実施）

○令和9（2027）年12月まで

一次処理試験2（レアアース泥350t/日規模での精錬処理等の実施）

（管轄海域の保全のための国境離島の状況把握）

・特に遠隔・脆弱な国境離島（おおむね 20～30 島）とその周囲の現況地形データ（元地形データ）の取得：

→ 令和 10（2028）年度までに、0%→100%

・我が国が現に保全・管理を行っている国境離島 473 島の状況把握に必要な空中写真の撮影等の実施（過去5年以内）

→ 令和 10（2028）年度までに、40%→100%

・合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の確立

→ 令和 10（2028）年度までに達成

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 経済安全保障に資する 取組の推進	①海洋資源開発の推進					
	総合的な 検証・評価	海洋エネルギー・ 鉱物資源開発計画の策 定	海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づく資源量調査、環境影響調査、生産技術開発、 経済性の評価			
	第3期SIP「海洋安全保障プラットフォームの構築」によるレアアース泥の開発・実証 水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験					
	1) CCSの適地開発の推進、事業環境整備の加速化等					
	②海上輸送の確保					
	1) 令和5年3月に改正した「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」に基づき、対外船舶運航事業者等が国土交通大臣の認定を受けた令和5年4月 から始まる日本船舶・船員確保計画（5か年計画）を着実に実施できるよう、トン数標準税制等の税制措置や日本籍船化に係る手続き面の改善に向けた 検討等を推進					
	2) 内航未来創造プラン等に基づき、内航海運の取組環境の改善、生産性向上や船員の安定的・効果的な確保・育成等に向けた取組を推進					
	内航海運業法 改正(施行R4.4)	自主宣言制度創設	商慣習改善方策検討等			
	③国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るため、「集貨」「創 貨」「競争力強化」の取組を推進					
	③海洋産業の国際競争力の強化					
1) クルーズ船の寄港促進を通じた、インバウンド需要の取込						
令和7年までに、「訪日クルーズ旅客数250万人」を目指す。						
令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港回数2000回超」を目指す。						
令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港する港湾数100港」を目指す。						
2) 船舶産業の更なる生産性向上や事業再編等を通じた事業基盤強化						
船舶のサプライチェーンに関するリスク点検及び安定供給確保の取組						
船舶の部品（エンジン、プロペラ、ソナー）の安定供給確保のための取組						
④海洋科学技術の振興						
1) 「経済安全保障重要技術育成プログラム」による研究開発の推進						
2) 「AUV戦略」の策定			「AUV戦略」の実施			
実証調査事業 ・ 実利用が見込まれる分野での実証試験（6 件程度） ・ 利用時の課題抽出、分析、対応策検討						
・ 実証試験の成果の普及 ・ 利用時の課題の共有						
AUV官民PF等の官民協議体の運営（利用実証、ハード・ソフトの共通化・標準化等を通じた共通 基盤の構築、効率的・効果的な運用システムの実現、制度環境整備、企業活動促進、人材育成等）、 フォローアップ						
実利用を見据えた研究開発、制度環境の整備等						
AUVの実利用						

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
イ 海洋状況把握 (MDA) 能力の強化	1)MDA取組方針の改定		1)MDA構想に基づきMDA能力強化を促進				
	2)防衛省・自衛隊及び海上保安庁の艦艇、船艇及び航空機等の増強						
	3)各種衛星の開発/打上げ/運用/衛星観測データの提供						
	3)JAXAと衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用について最新の状況を踏まえながら意見交換を実施						
	4)防衛省・自衛隊と海上保安庁間における情報共有システムの拡充						
	5)海洋状況表示システム「海しる」等を活用した海洋情報の共有体制の強化						
	6)諸外国・国際機関との協力の推進・情報収集						
	7)シーレーン沿岸国等のMDA能力向上支援						
			「海しるビジネスプラットフォーム」導入に向けたシステム要件調査等		「海しるビジネスプラットフォーム」設計・開発 (試験運用を含む)		
			インプット↑		インプット↑		
		「海しるビジネスプラットフォーム」導入等を見据えたニーズ調査、ニーズ発掘等					
宇宙開発利用加速化戦略プログラムにおける衛星データ等を活用したAI分析技術開発		衛星データ等を活用したAI分析技術の運用					
		海外展開を見据えた関係省庁のニーズを踏まえた継続開発					
		人材育成も含めた海外展開のための調査					
ウ 国境離島の保全・管理	1)担当府省の各行政目的に基づいた国境離島の状況把握の実施						
	内閣府 科技イノベーション・SIP：実証						
	探鉱・掘削試験1 一次処理試験1		探鉱・掘削試験2 一次処理試験2				
	社会実装形態の検討		社会実装プランのとりまとめ				
	1)-1 SIPの南鳥島利活用に係る情報収集・提供・協力調整		3) 既存のインフラ・制度等のレビュー				
	1)-2 南鳥島利活用に係る制約・手続き等の情報収集・整理						
	2)-1 社会実装検討を支援するための調査Ⅰ		2)-2 社会実装検討を支援するための調査Ⅱ				
	・1)～7)を通じた国境離島の情報を集約し、国境離島の状況を適切かつ継続的に把握						
	<b>■既往の取組の継続・強化</b> 1) 空中写真及び衛星画像の確認並びに現地調査による状況把握の実施【強化】 2) 地理空間情報の整備(空中写真の撮影、基準点の設置・維持管理等)【強化】 3) 低潮線保全区域における監視及び行為規制【継続】 4) 重要土地等調査法に基づく土地等利用状況調査等の実施【継続】 5) 水路測量及び海象観測の実施【継続】						
	<b>■新たな取組</b> 6) 合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の構築 ○国境離島の特性等に応じた合理的・効果的な状況把握手法(適用技術・頻度等)の検討 ○合理的・効果的な状況把握・評価を実施するための「地形照合システム」の整備 ○「元地形データ」の取得・収集(レーザー測量の実施、空中写真・衛星画像等の収集) 7) 気候変動が領海及び排他的経済水域の外縁を根拠づける基線周辺に及ぼす影響の把握						
2)特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等による総合的な支援の実施							

成果を海外へ展開

## 【主な取組の現状】

### ア 経済安全保障に資する取組の推進

①メタンハイドレートについて、令和6年8月、産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会評価ワーキンググループにおいて中間評価を行うとともに、令和6年10月、外部専門家会合(メタンハイドレート開発実施検討会)において、アラスカ長期陸上産出試験の結果及びメタンハイドレート貯留層評価のための海洋掘削調査の進捗について報告し、専門家から意見をいただくなど、計画の進捗状況等のフォローアップを行った。海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊については、令和6年2月に専門家会議を開催し、令

和 7 年度の資源量調査計画について、データの把握の手法の提案を受け、データの見直しや調査計画への反映を行った。また、令和 7 年度の採鉱・揚鉱及び選鉱・製錬の技術検討、環境調査等の計画についても専門家の意見の反映を行った。（経済産業省）

・南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥に関し、第3期 SIP において令和 7 年度に予定されているレアアース泥揚泥管接続試験のために必要な揚泥関連機器および設備の製作を実施した。（内閣府）

## ②海上輸送の確保のため、

1) 「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」において、外航日本船舶の隻数については令和 5 年度からの 5 年間で 1.25 倍に、外航日本人船員の人数については平成 30 年度からの 10 年間で 1.5 倍に増加させることを目標としているところ、トン数標準税制、国際船舶制度及び日本籍船化に係る手続き面の改善等を通じ、日本船舶・日本人船員の確保に取り組んだ。（国土交通省）

・2023 年 11 月、我が国海運会社が運航する船舶が紅海で「拿捕」される事案が発生したことを受け、2024 年 4 月に開催された G7 交通大臣会合において、商船への攻撃に対する非難を行うとともに、「拿捕」された船舶及び乗組員の即時解放を要求した。加えて、G7 として安全かつ強靱な物流ルートの確保に向けた取組を実施すること等を内容とする G7 交通大臣宣言を発出した。また、国連安全保障理事会や IMO 海上安全委員会等においても、ホーシー派の攻撃に対して断固とした非難等が行われた。こうした中、2025 年 1 月、「拿捕」された船舶の乗組員が解放された。（国土交通省）

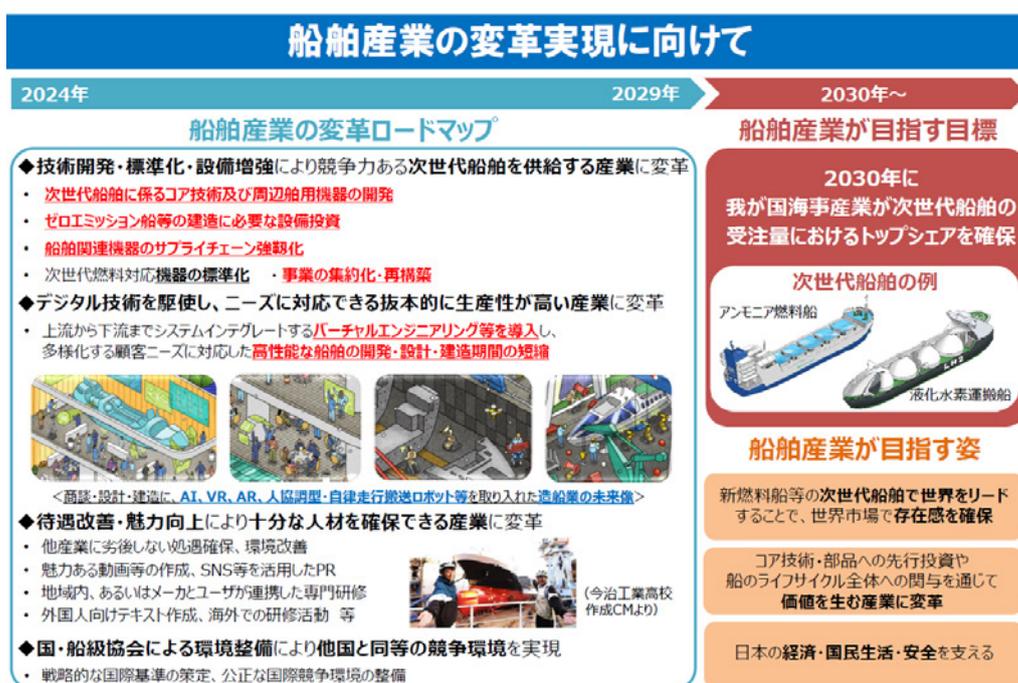
2) 「エコシップ・モーダルシフト事業」において、モーダルシフトに貢献する事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、革新的な取組等により最も貢献度が高かったと認められる事業者を「海運モーダルシフト大賞」として表彰した。また、中長距離フェリー、RORO 船及び内航コンテナに係る積載率の動向を調査し、その結果を公表する等、「内航未来創造プラン」全体の指標の達成に向け、着実に取組を実施した。さらに、内航海運における「取引環境改善」、「生産性向上」に向け、令和 6 年度も、荷主企業・内航海運業者・行政から構成される「安定・効率輸送協議会」を開催し、「内航海運における商慣習の実態調査」の結果を踏まえて議論し、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の改定を行った（国土交通省）

3) 令和 6 年 2 月に公表を行った「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会 最終とりまとめ」にて示した施策の方向性を踏まえ、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組として、効率的な一体利用の推進や大水深・大規模コンテナターミナルの形成などの取組を行った。（国土交通省）

## ③海洋産業の国際競争力の強化

1) クルーズ船受入に関するハード・ソフト両面からの支援、クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させる取組として上質な寄港地観光の造成に向けた意見交換会等を行った。（国土交通省）

2) 令和6年7月、産官学から成る「船舶産業の変革実現に向けた検討会」において、「2030年の次世代船舶受注量におけるトップシェア確保」という目標及びそれを実現するためのロードマップを作成した。(以下、ロードマップに関する個別の施策として、) デジタル技術を活用して船舶産業の生産性向上を図るため、令和6年度において、バーチャル・エンジニアリング補助金により7件の事業を支援した。「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づき、特定重要物資に指定された船舶用機関(エンジン)・航海用具(ソナー)・推進器(プロペラ)の安定的な供給体制の確保を図るため、令和6年度末までに11件の供給確保計画の認定を行い、設備投資に必要な支援を実施した。新燃料船等に対応する専門人材の確保・育成に向けた調査を実施した。また、海事産業強化法に基づく計画認定制度について、造船・船舶工業事業者による生産性向上や事業再編等を盛り込んだ事業基盤強化計画を令和6年度は10件、令和6年度末までの合計で42件(58社)認定し、造船業・船舶工業の事業基盤強化等を支援した。(国土交通省)



船舶産業の変革ロードマップ及び船舶産業が目指す目標・姿  
(提供：国土交通省)

・いち早い商用化に向けて、日中韓が競争を繰り広げるゼロエミッション船に関し、環境省と国土交通省の連携事業である「ゼロエミッション船等の建造促進事業」において、ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援として令和6年度に16件の事業を採択した。(国土交通省、環境省)

④海洋科学技術の振興について、

1) 経済安全保障重要技術育成プログラムにおいて、研究開発ビジョン(第一次)に示された AUV、船舶向け通信衛星システム(衛星 VDES)、先端センシング技術、量子技術等を用いた高精度航法・革新的センシング技術の海洋領域の案件について、研究開発を開始していることに加え、経済安全保障推進法に基づく指定基金協議会も設置し、社会実装を目指した伴走支援を行った。

(内閣府)

2) AUV 戦略の方針に沿って、AUV の活用が期待される現場で AUV 利用効果を示し、課題を抽出するための実証試験を開始。公募により4件（3件＋FS 1 件）を採択し洋上風力発電施設を含む水中インフラや船底の点検に資する AUV 利用実証試験を実施。AUV 等の特性を活かした試験により、3D 画像等のデータの取得、AUV 等の機能確認等を実施した。AUV 等の位置・姿勢制御上の誤差要因、精度向上に必要な点、取得したデータの処理上の課題、作業効率向上に必要な点などが明らかになった。（内閣府）



AUV 実証事業の様子

- ・官民の議論の場である「AUV 官民プラットフォーム（AUV 官民 PF）」を通じて、注力すべきユースケースや制度環境整備等の検討を行った。（内閣府）
- ・AUV 等の社会実装に向け、利用実証を行うとともに「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」を開催して検討を行った。（国土交通省）

## イ 海洋状況把握（MDA）能力の強化

1)、4)「我が国における海洋状況把握（MDA）構想（R5.12）」に基づき、MDA の能力強化に向けた情報の集約・共有体制の強化に取り組んだ。（内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省）

1)、5)衛星データ等を活用した AI 開発について、宇宙開発利用加速化戦略プログラムによる開発を終了し、内閣府総合海洋政策推進事務局の主管により運用できる体制を確立した。（内閣府）

2)海上自衛隊の艦艇3隻（護衛艦2隻、潜水艦1隻）、航空機5機（固定翼哨戒機1機、回転翼哨戒機4機）を就役させた。（防衛省）



潜水艦「らいげい」  
（提供：海上自衛隊 HP）



護衛艦「やはぎ」  
（提供：防衛省）

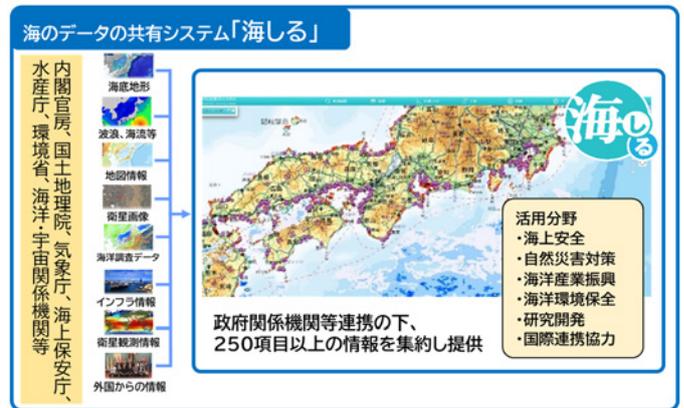
・令和6年度には大型巡視船4隻、航空機2機が就役したほか、令和7年度以降の無操縦者航空機の本格的な運用に向けて、北九州空港に運用拠点を整備したことで、更なる海洋監視体制の強化を推進した。（国土交通省）

3) 令和6年9月、情報収集衛星（レーダ8号機）の打上げを行った。（内閣官房）

・漁海況モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に加えて、水温情報から予測される漁場位置推定とIUU 漁業を含む外国漁船の動向把握について衛星情報を用いて行った。さらに、引き続き衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用について JAXA との意見交換を行った。（農林水産省）

5) 「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（R5.12）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有や海洋状況表示システム「海しる」について、海域の利用等に資する情報の新規掲載や API 提供情報の充実に取り組むとともに、機能強化に向けたシステム改修を行った。（内閣官房、内閣府、国土交通省）

・情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像を、「海しる」（政府部内用）へ提供した。（内閣官房）



「海しる」の概要  
（提供：海上保安庁海洋情報部）

6) ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んだ。（防衛省）

・日米豪印の「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）と協調し、インド太平洋諸国の MDA 能力構築支援を実施した。（外務省）

・同盟国・同志国と連携して、国際会議において海における法の支配の重要性を発信した。（外務省）

・同盟国・同志国等との MDA 連携を推進する方策について、国内外において意見交換を実施した。（内閣府）

・日仏間、日米間における覚書等に基づき、MDA に関する情報共有を実施した。また、同盟国・同志国等との MDA に関する情報共有体制及び連携強化のための協議を実施した。（国土交通省）

7) OSA（政府安全保障能力強化支援）を通じたシーレーン沿岸国軍への沿岸監視レーダー、警備艇等の供与を決定。また、政府開発援助（ODA）を通じた沿岸国海上保安機関への巡視船・警備艇等の供与、能力構築支援を実施中。また、日米豪印で取り組む MDA のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）とも協調し、インド太平洋のシーレーン沿岸国等に対する海洋状況把握や法執行能力強化のための訓練等を実施した。2月には海上保安庁職員及び航空機をマレーシアに派遣し、MDA に係る沿岸国への研修を実施した。（外務省）

・国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から業務協力依頼をうけ、タイ、パラオ、マレーシアで開催する MDA 研修に講師として職員を派遣し、MDA 能力向上支援を行った。（国土交通省）

## ウ 国境離島の保全・管理

1) 国境離島の状況把握に資するよう、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像を内閣府へ提供した。(内閣官房)

- ・南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥に関し、第3期 SIP において令和7年度に予定されているレアアース泥揚泥管接続試験のために必要な揚泥関連機器および設備の製作を実施した。(内閣府)
- ・特定離島である南鳥島について、環境調査に関する既存情報を整理するとともに、陸域の動植物調査を実施した(内閣府)
- ・国境離島の保全・管理に資するため、測量用航空機等による国境離島の空中写真撮影及びフデ岩(沖縄県宮古島市)における三角点の整備を実施した。(国土交通省)



測量用航空機「くにかぜ」  
による観測作業  
(提供：国土地理院)



フデ岩における観測作業、三角点の設置  
(提供：国土地理院)



- ・空中写真及び情報収集衛星等の活用により国境離島の状況を確認するとともに、国境離島の適切な保全・管理に資する関係省庁の取組について、情報共有・集約を行った。(内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ・重点的な確認が必要な国境離島の選定等、国境離島の航空レーザ測量・空中写真撮影の実施に向けた実施計画を作成した。(内閣府)

2) 有人国境離島法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、携帯電話等エリア整備事業の活用等により、地域社会維持及び地域保全に努めた。(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)